

**「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を  
改正する法律(令和2年法律第30号)の施行に伴う関係省令等の整備について」  
に対する意見及びそれに対する考え方  
(審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの)**

- 意見募集期間 : 令和2年12月3日(木)から令和3年1月6日(水)まで
- 意見提出数 : 11件(法人・団体:3件、個人:8件) ※意見提出数は、意見提出者数としています。
- 意見提出者 : 以下のとおり

(意見受付順)

受付	意見提出者
1	在日米国商工会議所
2	楽天モバイル株式会社
3	BSA   ザ・ソフトウェア・アライアンス
4	個人(8件)

	意見	考え方	案の修正
1 総論			
意見1—1 本案に賛同。総務省においては、公正競争確保・消費者保護の観点から適性に審査を行い、実施状況及び役務提供に係る効率化に関する取組状況について可能な限り公表するよう要望。		考え方1—1	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルサービス制度においては高コスト地域における提供コストを、NTT 東西に接続する接続電気通信事業者等が負担金を拠出し、NTT 東西に交付する仕組みとなっています。よってのうち特にサービス提供が著しく不経済であると認められる地域、あるいは災害その他非常の場合において応急的に電話の役務を提供するときに限り、NTT 東西に例外的に他者設備の利用を認めることは、ユニバーサルサービス料の低減等の効果を通じて他の電気通信事業者を含む利用者等への利益の還元が期待されるものであり、一定程度理解できるものと考えます。</li> <li>実施に当たっては、特に公正競争確保の観点および消費者保護等の観点から適正に審査されるとともに、その実施状況及び役務提供に係る効率化に関する取組状況について、可能な限り公表されますようお願い申し上げます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御賛同の意見として承ります。</li> <li>「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正について」(令和2年7月3日)に記載のとおり、他者設備の利用の認可に当たっては公正競争の確保の観点及び消費者保護等の観点から適正に審査を行うとともに、申請者に対して、実施状況についても、経営上の秘密に属する等の理由により公表することが困難である事項を除き公表すること等を求めています。</li> </ul>	無
意見1—2 本法改正により NTT 東西の経済的負担を軽減できるか疑問。		考え方1—2	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>NTT 東西によるユニバーサルサービスの提供における他者設備利用の導入に関して、サービスを提供する地域に住む利用者はどれほどいるのでしょうか。その中には携帯電話が圏外でサービスを利用できない人もいないのでしょうか。この法律改正が NTT 東西の経済的負担を軽減できるか疑問です。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NTT 東西によるユニバーサルサービスの提供における他者設備利用(以下「ワイヤレス固定電話」という)の対象となる加入者数としては、全国におけるアナログ固定電話の回線数である約 1,500 万弱の数%と試算しています。</li> <li>今般導入されるワイヤレス固定電話は、効率的な提供を図る観点から、携帯電話網を利用することを想定しており、携帯電話のカバーエリア内で提供されることとなります。</li> <li>ワイヤレス固定電話の普及状況によりますが、NTT の試算によりますと、ワイヤレス固定電話の提供開始から 10 年目には、ワイヤレス固定電話の提供区域の約 1/3 がワイヤレス固定電話に置きかわることにより、年間で 30 億円から 40 億円程度の費用削減効果が見込まれています。</li> </ul>	無
意見1—3 従来のアナログ固定電話を継続した方が国民負担は小さくなるのではないか。		考え方1—3	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワイヤレス固定電話は、加入者密度が、18加入/km<sup>2</sup>の区域に限って提供されるため、利用者は少なく専用端末は少数生産になることから、量産効果が期待できない。また、利用者が少数であっても</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワイヤレス固定電話の提供により、アナログ固定電話の提供に必要なメタル回線の維持・更改費用の削減が可能</li> </ul>	無

	<p>緊急通信、FAX 機能、位置管理等の独自機能が義務付けられているため、ITU-T 等の国際標準規格にない特殊な処理を NTT の電話交換機や携帯事業者のネットワークに追加開発が必要となることから、極めて高コストであると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイヤレス固定電話の通話料金は、アナログ固定電話と同額の約8円／3分であり、携帯電話通話料金は約100円／3分であることから、逆ザヤであるため、携帯電話の基本料金も加えると、利用拡大に伴い莫大な赤字が発生する構造である。</li> <li>・このような、多額の開発構築コスト、通話料金の赤字分は、国民がユニバーサル料金で負担することになるのか？ 従来のアナログ固定電話を継続した方が、国民負担は小さくなるのではないのか？</li> </ul> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>となるため、ワイヤレス固定電話の提供に必要となる追加開発を加味しても、ワイヤレス固定電話の提供の方が低コストとなる見込みです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、考え方1-2の後段のとおり、ワイヤレス固定電話の普及状況によりますが、NTT の試算によりますと、ワイヤレス固定電話の提供開始から10年目には、ワイヤレス固定電話の提供区域の約 1/3 がワイヤレス固定電話に置きかわることにより、年間で30億円から40億円程度の費用削減効果が見込まれています。なお、ワイヤレス固定電話の導入による効果をユニバーサルサービス交付金の算定方法にどう反映させるかについては、今後検討してまいります。</li> </ul>	
<p><b>意見1-4 加入者が少ない地域に限定してワイヤレス固定電話を推進する目的は何か。当該地域は高度無線環境整備事業の対象外となるのか。</b></p>		<p>考え方1-4</p>	
<p>4</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイヤレス固定電話は、アナログ固定電話と比較して音声品質が劣り、携帯電話基地局の故障や停電時に利用できない等の信頼性が低下するデメリットがある。</li> <li>・僻地、離島等の地理的に条件不利な地域は、通信事業者によるインフラ整備が不採算であり、困難であることから、総務省は高度無線環境整備推進事業を推進し、令和2年度第二次補正予算においては、約500億円もの補助金を投じて積極的な光ファイバ整備が行われているところである。これにより人口の少ない僻地においても遠隔医療、教育や農林水産業の高度化が期待されている。</li> <li>・その一方で、加入者密度が18加入／km<sup>2</sup>未満の区域に限定して、利用者の利便性が低下するにも関わらずワイヤレス固定電話を推進する目的はなにか？ 加入者が少ない地域は高度無線環境整備事業の対象外となるのか？</li> </ul> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイヤレス固定電話を導入する目的としては、NTT 東西が自己設備を用いて電話の役務を提供することを原則としつつ、電話の役務の利用者が著しく少ない一部の地域において自己設備規定の維持と電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保が両立できないおそれが生じる場合に、例外的にその提供を認めるものです。なお、ワイヤレス固定電話の提供区域は、高度無線環境整備推進事業の補助対象地域に含まれます。</li> </ul>	<p>無</p>
<p><b>意見1-5 ワイヤレス固定電話が導入された地域は、今後光ファイバの整備は行われないのか。</b></p>		<p>考え方1-5</p>	
<p>5</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイヤレス固定電話が導入された地域は、今後光ファイバーが開通しないのか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイヤレス固定電話が導入された区域における光ファイバの整備については、需要等の環境変化等を踏まえ、NTT 東西を含む電気通信事業者により行われることがあります。なお、総務省では、考え方1-4の後段のとおり、高度無線環境整備推進事業により、電気通信事業者等が光ファイバを整備する場合にその事業費の一部を支援しており、ワイヤレス固定電話の提供区域は、補助対象地域に含まれます。</li> </ul>	<p>無</p>
<p><b>意見1-6 ワイヤレス固定電話を導入した区域において、携帯電話事業者は特段の信頼性向上を行うの</b></p>		<p>考え方1-6</p>	

か。		
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイヤレス固定電話を導入した区域において、携帯電話基地局の故障、長時間停電、災害による倒壊等発生した場合、通信が長時間途絶することが想定され、周囲から孤立した離島、僻地では生命財産への影響が懸念される。</li> <li>・携帯電話事業者は、ワイヤレス固定電話を収容する区域の携帯電話基地局に特段の信頼性向上は行うのか？</li> </ul> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話基地局については、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）により、停電対策等を義務付けており、ワイヤレス固定電話の提供に当たっては、既存の携帯電話基地局を利用することを想定しているため、ワイヤレス固定電話を収容する区域の携帯電話基地局に特段の信頼性向上を求めるものではありません。</li> </ul> <p style="text-align: right;">無</p>

	意見	考え方	案の修正
2 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部を改正する省令案関係			
意見2—1 住民票の写し又はこれに相当する書類については、必ず氏名の記載を求め、公的なものとされたい。また、登記事項証明書に相当する書類も公的なものとされたい。		考え方2—1	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>「住民票の写し又はこれに相当する書類」の書類について、必ず「氏名」（現在の実氏名）が記載されている事を求めるようにされたい（そうでないと、刑事手続・民事手続や税務等他において問題となりうる）。また、その書類については、公的なものによるものとされたい。</li> <li>また、登記事項証明書に相当する書類については、必ず、公的なものによるものとされたい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票の写しに相当する書類は、原則として住民票の写しに記載されている事項が記載されていることを想定しているため、氏名の記載を求めることとなります。</li> <li>また、住民票の写しに相当する書類及び登記事項証明書に相当する書類については、必要事項を確認するために信頼性の高いものを求めることを想定しています。</li> </ul>	無
意見2—2 電気通信事業法様式第3の電気通信設備の設置場所及び設置台数の記載については、「総数」ではなく「概数」を「合理的かつ可能な限り」記載することをもって足りるとすべき。		考え方2—2	
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信設備の設置場所及び設置台数は、電気通信事業者が提供する電気通信事業の根幹にかかわる重要な事業経営上の秘密情報であり、また、セキュリティを確保する観点からも、慎重に取り扱う必要のある情報です。そのため、そもそもネットワーク構成図に設置台数を記載する義務を課すべきではないと思われま。少なくとも、「総数」ではなく「概数」を記載することで足りる旨に修正すべきです。</li> <li>また、電気通信設備の設置台数は変更される可能性があり、電気通信設備の設置台数が変更される度に、変更届出書を提出するよう求めることは電気通信事業者の負担となります。秘密情報の保護又はセキュリティの確保の観点から、これらの情報は「合理的かつ可能な限り」記載するものとし、総務省がこれらの情報を秘密情報として取り扱う義務を負うことを明確化すべきです。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワーク構成図には、その概要を把握するため、交換センター、集線センター等の総数について、合理的な数え方で把握した数を記載いただくことで対応可能です。なお、記載された数の変更のみをもって、変更届出書の提出を求めることはありません。また、これらの提出書類については、公文書等の管理に関する法律などの関係法令に基づいて適切に取り扱います。</li> </ul>	無

	意見	考え方	案の修正
3 外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方(案)関係			
意見3—1 登録又は届出が必要となる電気通信役務について、「電子メールや利用者間のメッセージの媒介(サービスの一部として提供するものを含む。以下同じ。)」という例示の記載は混乱を避けるために削除し、単に「電気通信事業参入マニュアル」(及び電気通信事業参入マニュアル[追補版])を参照という記載にすべき。		考え方3—1	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>「2 電気通信事業の登録又は届出」において、「電子メールや利用者間のメッセージの媒介(サービスの一部として提供するものを含む。以下同じ。)を行う電気通信役務についても、電気通信事業の登録又は届出が必要となる」とだけ明記することは、付随サービスとして提供されるに過ぎないサービスは登録又は届出が不要な電気通信事業に該当する旨を記載した現行の「参入マニュアル[追補版]」10・19 頁の記載との関係を分かり難くしています。</li> <li>電気通信事業参入マニュアル及び電気通信事業参入マニュアル[追補版]は、企業が電気通信事業として登録又は届出が必要である場合の基準及び考え方について詳細に規定しています。単に電気通信事業参入マニュアル及び電気通信事業参入マニュアル[追補版]を参照せずに、本考え方においていくつかの要件だけを詳述することは不必要で、記載内容を過度に単純化し、かつ、混乱を招くものであると思われます。電気通信事業参入マニュアルを参照すべき外国法人は、本考え方のみから結論を導いたり、要件を不完全に理解する可能性があり、このことは混乱や理解の不一致につながりうるものです。</li> <li>したがって、「電子メールや利用者間のメッセージの媒介(サービスの一部として提供するものを含む。以下同じ。)を行う電気通信役務についても、電気通信事業の登録又は届出が必要となる」との記載は削除すべきであり、本考え方には、単に「電気通信事業参入マニュアル」(及び電気通信事業参入マニュアル[追補版])を参照するように記載すべきです。あるいは、もし、総務省が本考え方、電気通信事業の登録又は届出の基準を記載すると主張するのであれば、例えば、メッセージ機能だけを切り離してダウンロードしたり利用したりすることができず、かつ、そのようなメッセージ機能だけでは収益性がない場合は、たとえ電気通信サービスの一部として提供されていても、届出又は登録が不要であることを明確化すべきです。あるいは、最低限、付随的なサービスであれば登録又は届出は不要であることを記載すべきです。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【在日米商工会議所】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御指摘を踏まえ、「例えば、電子メールや利用者間のメッセージの媒介(サービスの一部として提供するものを含む。以下同じ。)を行う電気通信役務についても、電気通信事業の登録又は届出が必要となる」の記載を削除し、該当箇所を「登録又は届出の要否についての基本的な考え方は「電気通信事業参入マニュアル」に示すとおりであり、登録又は届出が必要となる具体的な事例は「電気通信事業参入マニュアル[追補版]」に示すとおりである。」に修正いたします。</li> </ul> <p><b>修正箇所：</b>  <b>【修正前】</b>  「登録又は届出の要否についての基本的な考え方は「<u>電気通信事業参入マニュアル</u>」に示すとおりであり、<u>例えば、電子メールや利用者間のメッセージの媒介(サービスの一部として提供するものを含む。以下同じ。)を行う電気通信役務についても、電気通信事業の登録又は届出が必要となる(具体的な事例は、「<u>電気通信事業参入マニュアル[追補版]</u>」を参照)。</u>」  ↓  <b>【修正後】</b>  「登録又は届出の要否についての基本的な考え方は「<u>電気通信事業参入マニュアル</u>」に示すとおりであり、登録又は届出が必要となる具体的な事例は「<u>電気通信事業参入マニュアル[追補版]</u>」に示すとおりである。」</p>	有
<ul style="list-style-type: none"> <li>「2 電気通信事業の登録又は届出」において、「電子メールや利用者間のメッセージの媒介(サービス</li> </ul>			

	<p>の一部として提供するものを含む。以下同じ。)を行う電気通信役務についても、電気通信事業の登録又は届出が必要となる」とだけ明記することは、付随サービスとして提供されるに過ぎないサービスは登録又は届出が不要な電気通信事業に該当する旨を記載した現行の「参入マニュアル[追補版]」10・19 頁の記載との関係を分かり難くしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>そのため、例えば、電気通信役務ではない主たるサービスに付随して、メッセージ機能だけを切り離してダウンロードしたり利用したりすることができず、かつ、そのようなメッセージ機能だけでは収益性がない場合は、たとえ電気通信サービスの一部として提供されていても、届出又は登録が不要であることを明確化すべきです。あるいは、この部分は削除するか、又は、最低限、付随的なサービスであれば登録又は届出は不要であることも併記すべきです。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【在日米国商工会議所】</b></p>			
<p><b>意見3—2 本案は、外国法人等に対して規制上の負担を課すものであるため、十分な周知・準備期間が必要であり、GATS や日米デジタル貿易協定等の国際協定との整合性にも疑義。</b></p>		<p>考え方3—2</p>		
<p>10</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この考え方は、日本に拠点及び電気通信設備を保有しない外国法人に対して電気通信事業法を域外適用しないとする総務省の過去の法運用を大きく転換し、外国法人に対して規制上の負担を課すものであるため、その実施に先立っては、十分な周知・準備期間が必要です。そうであるにもかかわらず、関係する省令やガイドラインの内容が最終的に確定するのは来年 2021 年の 2 月頃とされており、改正法の施行まで実質的に約 2 か月しか準備期間がありません。このような事態は、サービスの貿易に関する一般協定(GATS)、日米デジタル貿易協定等の国際協定との整合性に疑義があり、外国法人に対して内国法人に比べて不当に不利な競争条件を押し付ける措置や、行政としての裁量権に逸脱や濫用があると評価されるおそれが否定できません。そのため、具体的な適用や施行にあたっては、十分な経過措置を用意すべきです。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【在日米国商工会議所】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係省令案等は、令和2年 12 月 2 日から意見募集開始の報道発表により案として公表し周知を行ってきたところです。御指摘は今後の制度運用の参考とさせていただきます。</li> </ul>	<p>無</p>	
<p><b>意見3—3 「外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する」意図を有していると判断される場合、されない場合について、一層明確化すべき。</b></p>		<p>考え方3—3</p>		
<p>11</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する」意図を有していると判断する基準を示すことは有益であると考えます。しかし、外国に居住する日本人(駐在員・留学生等)に対して電気通信役務を提供する外国法人等がサービスを日本語で提供する可能性は高いと思われます。また、渡航した直後等で、決済通貨に日本円を選択したい人のために決済通貨に日本円を追加する可能性もあります。これらの場合に「外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する」意図を有していることが明らかであると判断されると、外国法人等が海外に居住する日本人に対して電気通信役務の提供を避けるようになる可能性があります。この点、「次のいずれかに該当する場合」でなく「次の全てに該当する場合」であれば問題ないと考えます。しかし、「次のいずれかに該当する場合」とするのであれば、「意図を有していない」ことが明らかな場合についても追記されるべきと思われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方(案)」の「1 外国法人等が営む電気通信事業に対して事業法が適用される場合」に記載の一～三の場合は、外国から日本国内にある者に対する電気通信役務の提供の意図を有していることが明らかであると判断され得る場合の例として記載したものであり、実際に提供の意図を有していることが明らかと言えるか否かの判断は個別具体的に行います。</li> </ul>	<p>無</p>	

	<p>す。また、上記のうち、「三 日本国内におけるサービスの利用について、広告や販売促進等の行為を行っている場合」は、例えば、外国法人等が所在する本国以外の海外で利用できる旨を英語で広告しているに過ぎず、日本の利用者獲得を主たる目的としていない場合であっても、「海外」に日本が含まれることが排除されていないのであれば、当該場合に該当するように読めてしまいます。しかし、このような事例には、「外国から日本国内にある者(訪日外国人を含む。)に対する電気通信役務の提供の意図を有していることが明らか」とはいえない場合は含まれないことを明確にすべきです。あるいは、例示の仕方としては、「特に日本国内におけるサービスの利用に言及する形で、広告や販売促進等の行為を行っている場合」に限定すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>さらに、外国法人等がその所在する本国等で、当該国の居住者が外国に渡航する際のローミングサービスを提供している場合で、その利用者がたまたま来日し、ローミング先の日本の事業者のサービスを利用した場合は、「外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する」場合には当たらないことを明記すべきです。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【在日米国商工会議所】</b></p>			
<b>意見3—4 電気通信事業法の域外適用ではなく国際的な調和を図るべき。</b>		<b>考え方3—4</b>		
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案されている電気通信事業法の域外適用は、クラウドのような国境を越えるサービスを提供する事業者にとって、国際的な規制の不整合を促進することになります。このアプローチは、他国が日本企業に自国の法律を域外適用することを促すことにつながります。これは、消費者保護を強化するどころか、企業と消費者の双方にとって市場の混乱を招き、グローバル市場で事業を展開する多国籍プラットフォーム・プロバイダーの法的義務の衝突につながる可能性があります。</li> <li>総務省は、電気通信事業法の適用を外国法人等に拡大するのではなく、「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話」のような多国間の枠組みを活用して、相互運用性や国際的な調和を図るべきです。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【在日米国商工会議所】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の利用者の利益を適切に保護するため、国内事業者と同種の電気通信役務を日本国内にある者に対して提供している外国法人等に対しても、電気通信事業法の規律を適用することが適当と考えます。</li> <li>また、規制の国際的な調和等を図ることは重要であると考えており、ご指摘は今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>	無	
<b>意見3—5 「他人の通信の媒介」の「通信」の範囲を限定し、改正電気通信事業法の適用範囲を明確化すべき。</b>		<b>考え方3—5</b>		
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業法の域外適用により、外国法人等のどのような事業体や商慣習が同法の対象となるかが明らかになっていません。総務省は、どのようなサービスが「他人の通信の媒介」に該当するかについて、インターネットサービスに対する管轄権を幅広く解釈してきました。総務省のガイドラインによれば、リクエストの送信や受信、内容を変更せずに情報を交換したり、ユーザー間の通信を中継したり仲介したりするインターネットベースのサービス(例: メッセンジャーサービス、クラウドチャットサービス、電子メール)が含まれています。総務省はまた、電気通信事業法が機械の間の通信にも及ぶ可能性があることを示唆しています。また、ガイドラインでは、他者間のメッセージの仲介がインターネット・アプリケーションやサービスの一部としてのみ提供されている場合や、それに付随して提供されている場合にも、届出することを求めています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業法の適用対象となるサービスの事例は、電気通信事業参入マニュアル【追補版】に記載のとおりであり、電気通信事業者となる外国法人等に対しては、国内代表者等の指定を除き、原則として同種の電気通信役務を提供する電気通信事業を営む内国法人等と同一の規律が課されることとなります。</li> </ul>	無	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省は、「通信」の範囲を、1)テキスト、音声、ビデオチャットなどの従来の対人通信サービスに限定し、API ペイロード交換などのデータ関連サービスを除外する、2)機械の間の通信を除外する、3)「付随的な」メッセージングサービスを除外する、と限定し、改正電気通信事業法の適用範囲を明確化すべきです。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>		
意見3—6 外国法人等の意見を述べる機会を確保するために、意見提出の時間的猶予の設定や外国語による通知を要望。		考え方3—6	
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国法人等の意見を述べる機会を確保するためには、通知の外国語への翻訳及び外国法人等の意見の和訳といった作業もあるため、国内法人等に対する意見提出期限よりも時間的猶予を設けるか、通知を当該外国法人等の所在する国・地域の言語(外国語)(少なくとも英語)で作成していただけるよう要望します。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御指摘の通知は、電気通信事業法に係る法令等違反行為を行った者の氏名又は名称を公表しようとするときに、あらかじめ、当該法令等違反行為を行った者又は国内代表者等にその旨を通知するものであり、適正かつ迅速な通知のために日本語で通知することを想定しています。なお、御指摘の時間的猶予については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。</li> </ul>	無
意見3—7 国内代表者等に弁護士が選任された場合、当該外国法人等の関連会社等の従業員をコンタクトポイントとする必要はないという理解でよいか。また、複数の弁護士の連絡先を記載することは可能か。		考え方3—7	
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国法人等の日本における代表者に弁護士が選任され、国内代表者等として届出が行われた場合、当該弁護士が当該外国法人等に対する通知等を当該外国法人等を代理して受領する権限を有していれば、当該外国法人等の関連会社等の従業員をコンタクトポイントにする必要はないという理解が正しいかご確認いただくよう要望します。</li> <li>また、外国法人等が部門によって異なる電気通信役務の提供を行っていて、部門ごとに異なる法律事務所(弁護士)に業務の一部を委託しているときは、情報伝達の迅速化の観点から、コンタクトポイントとして関係する弁護士の連絡先を記載して良いかもお示しいただけるよう要望します。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内代表者等は、改正後の電気通信事業法第10条第1項第2号又は同法第16条第1項第2号の規定に基づきその氏名等を記載した書類を外国法人等が総務大臣に提出しなければならないとされている者であり、電気通信事業法に基づき総務大臣が行う行政処分に係る通知等を、外国法人等を代理して受領する権限を有している者になります。一方、コンタクトポイントは、法令に規定されているものではなく、電気通信事業法の規律に関連して総務省と外国法人等との間で行われる各種連絡について、総務省と外国法人等との間における窓口を指しています。国内代表者等には上述の権限が付与されていることを求めています。また、それに加えて総務省と外国法人等との間のコンタクトポイントになっていただくことを期待しています。他方、国内代表者等がコンタクトポイントにならない場合は、別の方にコンタクトポイントとしての役割を担っていただくことを想定しています。</li> <li>また、コンタクトポイントについては、外国法人等の実情に合わせて設定いただくことを想定していますので、その設</li> </ul>	有

	<p>定については総務省や総合通信局等に御相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、上記の趣旨の明確化のため、「外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方(案)」の「3 国内代表者等の指定」の記載を以下のとおり修正します。</li> </ul> <p>修正箇所： 【修正前】 「これらの諸手続において、国内代表者等は、事業法の規律に関連して総務省と外国法人等の間で行われる各種連絡について、総務省と外国法人等との間におけるコンタクトポイントとなることが期待される。」 ↓ 【修正後】 「国内代表者等は、事業法の規律に関連して総務省と外国法人等の間で行われる各種連絡について、総務省と外国法人等との間におけるコンタクトポイントとなることが期待される。」</p>	
<p>意見3—8 民間分野の利害関係者との緊密な連携の下、国内外の拠点に関わらず全ての関係者に対しての規制による負担を軽減するために、日本の電気通信事業の規制の枠組みを全般的に調整するという電気通信事業法の更なる改革を検討することを要望。</p>	<p>考え方3—8</p>	
<p>16</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ BSA は、特定の外国企業に適用されることとなる改正電気通信事業法の施行に関し、総務省が、電気通信事業者への指針に向けて不断の努力をしていることに感謝致します。貴省との意見交換において受けた説明により、事業範囲は拡大されず、実質的な規則や対象分類は変更されず、改正電気通信事業法は、日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する、国内外の企業に同等に適用されると理解しております。</li> <li>・ 我々は貴省が BSA 会員企業を含む、民間分野の利害関係者との緊密な連携の下、電気通信事業法のさらなる改革を検討することを奨めます。このような取り組みにより、イノベーションを促進し、規制における柔軟性を確保することで、急速な技術進歩に対応することが可能となります。具体的には、日本に拠点を置く電気通信事業者に課せられている既存の要件を、単に日本で関連役務を提供する外国企業に適用するのではなく、国内外の拠点に関わらず、全ての関係者に対しての規制による負担を軽減するために、日本の電気通信事業の規制の枠組みを全般的に調整することを貴省にて提案頂くことを、引き続き求めます。電気通信事業の改革に向けた、このような進歩的なアプローチにより、日本国内の企業を含む革新的なサービスの発展をさらに促進し、市場の多様性と競争性を高め、消費者保護を強化し、コスト削減を実現することが可能となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</li> </ul>	<p>無</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の目標を達成するために、また、現行とそれに代わる規制へのアプローチが、電気通信・情報技術分野に及ぼす影響への理解を深めて頂くためにも、マルチステークホルダー・プロセスを確立することを推奨します。このような取り組みは、日本の重複する規則や規制を合理化・簡素化し、規制統合によりデジタルサービス貿易が促進されることで、日本を国際的なリーダーとして位置づけることとなります。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【BSA   ザ・ソフトウェア・アライアンス】</b></p>		
<b>意見3—9 本案に賛成。</b>		<b>考え方3—9</b>	
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>本案に賛成である。望ましい、適切なものであると考える。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【個人】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御賛同の意見として承ります。</li> </ul>	無

	意見	考え方	案の修正
<b>4 その他</b>			
<b>意見4—1 IP 電話 050 で警察、消防への緊急通話が可能となるよう要望。</b>		<b>考え方4—1</b>	
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビが使用している 5G 用周波数帯を通信用に、オークション必要。</li> <li>・ ベトナムの家族と毎日、1 日数時間、ラインのベトナム版 ZALO で映像付き会話して無料です。</li> <li>・ 世界の現実を知って下さい。</li> <li>・ IP 電話 050 で警察、消防へ緊急通話出来る様にして欲しいです。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【個人】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御意見として承ります。</li> </ul>	無
<b>意見4—2 外国系事業者には、日本国内での言論弾圧を禁止する条項を加えるべき。</b>		<b>考え方4—2</b>	
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外系 SNS・プラットフォーム事業者など GAFA が昨今問題になっている。Youtube や Google、Facebook、Twitter、AWS が日本の法令に基づいて法的措置(裁判所での措置)が困難を極めている。</li> <li>・ この点を踏まえて、日本国憲法第 21 条にある「言論、一切の表現の自由を保障」しなかったり、「検閲」をし、言論封殺をするなど悪質である。この投稿はヘイトスピーチだとかを名目として、米国大統領選挙についても特定陣営を言論弾圧するなど悪質である。これは、電気通信事業法違反であり、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に照らし合わせたとしても、悪質である。日本国民や日本国内では、刑法や民法含めた法的根拠がなければ表現の自由を外国系が日本法人や日本支社を設立し事業を行う場合、日本国の法令を遵守する条項を合わせて加えるべきである。米国通信品位法 230 条なる法令を根拠にしているようであるが、日本国内・日本人に対してそれら適用を行うことは憲法・電気通信役務事業者として違法状態である。したがって、日本国内日本人に対しては、日本の法令にしたがって言論弾圧を禁止する条項を加え、米通信品位法 230 条を無効化させる法令が必要である。米国通信品位法 230 条は、日本国憲法第 21 条に違憲となるのではないのでしょうか。また、日本国内では、日本資本を入れるなどの工夫や、当該外国会社の日本国民が株主になり株主総会で発言できる権利があって然るべきであり日本国内で上場を条件にすべきではないか。また、株主総会に出席出来る権利を保障もすべきである。</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>【個人】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御意見として承ります。</li> </ul>	無